

# 障害者差別解消法関連事業計画

## 計画の位置づけ

計画の位置づけ 障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、本区における障害者差別解消に関連する事業について把握し、進捗状況を管理することにより、障害者差別解消を一層促進していく。

## 平成 30 年度

### 1 事業実績

平成 30 年度事業実績について、主なものは以下のとおりである。

#### (1) バリアフリーマップの運営

- ・バリアフリーマップの充実を図るため、民間施設情報をメンテナンスし、現状にあったものとした。（現在掲載施設は 192 か所、昨年比 + 12 か所）

#### (2) 障害者差別解消法普及啓発事業

- ・「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の制定に向けて、より多くの意見を反映させるため、条例検討会議の開催（4 回）パブリックコメントの実施（意見総数 214 件）等を行った。
- ・スマイルフェスティバルでは、人権同和・男女共同参画課とも連携し、差別解消に向けた効果的なパネル展示や啓発を行うことができた。
- ・職員研修においても障害者の人権課題について取り上げ「障害者差別解消法」の趣旨の説明などを通して理解促進を図った。（人権同和・男女共同参画課）

### 2 事業評価

#### 事業数及び評価

評価	A	B	その他
計画書掲載事業数 28 事業	27 事業	0 事業	1 事業

A：計画どおり進んでいる場合

B：計画に遅れが生じている場合

その他：計画の見直し等の必要が生じている場合等

#### 評価「その他」事業一覧

	事業番号	事業名	説明
1	42	障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度の実施	企業から問い合わせもあったが、実績に結びつかなかった。制度の周知を図り活用を促す。

### 3 目標と実績についての分析

障害者差別解消法の対応については、各部署において引き続き取組みを進めているところであり、関連事業については、概ね順調に実施されている。

また、平成 30 年度は、関連団体等、様々な関係者の協力を得ながら「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定した。

# 令和元年度

## 1 事業計画

令和元年度事業計画について、主なものは以下のとおりである。

### (1) 障害者差別解消法普及啓発事業

- ・「手話言語および障害者の意思疎通に関する条例」の施行に伴い、遠隔手話通訳タブレットの導入やパンフレットの作成など障害の有無にかかわらず、誰もが心通わすすみだとなるように取組みを進める。
- ・条例制定記念イベントの開催や講演会の実施などを通して、ノーマライゼーションの考え方の普及啓発に努める。

### (2) 講演会等における手話通訳者等の配置

区が主催、共催の講演会などにおいて、手話通訳者の派遣件数が増加するように区内各部署に積極的に働き掛けていく。

## 2 事業計画に対する考え方

障害者差別解消法普及啓発事業において、区内の関連部署や関連団体と連携し、効果的な情報発信を図っていく。また、区民および職員の理解促進に努め、障害のある方もない方も誰もが生き生きと暮らせる共生社会の構築に努める。

さらに、障害者差別解消に関連する各種事業について、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を一つの契機ととらえ、ノーマライゼーションの考え方が一層浸透するよう効果的な取組みに努める。